

平成19年4月12日

ピグメントブルー - 15 を塩素化して製造される顔料又は染料の  
製造者又は輸入並びに出荷を行う事業者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

ピグメントブルー - 15 を塩素化して製造される顔料又は染料の取扱いについて  
(お知らせ)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)に基づく第一種特定化学物質(以下「一特物質」という。)であるヘキサクロロベンゼン(官報公示番号3-76、CAS No. 118-74-1。以下「H C B」という。)を含有するピグメントブルー - 15 (官報公示番号5-3299、CAS No.147-14-8)を塩素化して製造される顔料又は染料(以下「ピグメントブルー - 15 由来顔料又は染料」という。)に関し、貴社におかれては、平成18年4月6日付け文書「ピグメントブルー - 15 を塩素化して製造される顔料又は染料に係る報告等について」に基づき、H C Bの低減を進めるための対応を行っていただいているところです。

同文書のとおり、厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)は、「副生する特定化学物質のB A T削減レベルに関する評価委員会」(以下単に「評価委員会」という。)を設置し、副生H C Bに係る工業技術的・経済的に削減可能なレベル(以下「B A Tレベル」という。)について検討してきたところ、今般、評価委員会において、「T C P A由来その他顔料及びフタロシアニン系顔料中の副生H C Bに係るB A Tレベルに関する報告書」(以下単に「報告書」という。)が取りまとめられました。また、報告書取りまとめに当たって実施したパブリックコメントで頂いた御意見及びそれに対する3省の考え方についても、併せて公表したところです。

御意見及びそれに対する3省の考え方については別添1を、報告書については別添2を、それぞれ御参照ください。

以上を踏まえ、H C Bを含有するピグメントブルー - 15 由来顔料又は染料の取扱いについては下記のとおりとしますので、貴社におかれては、H C Bの低減を進めるための適切な対応を引き続きお願いします。

## 記

1. 一特物質は、難分解性及び高濃縮性を有し、かつ、人又は高次捕食動物に対する長期毒性を有するものであるため、ひとたび環境中に放出された場合には環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康等に被害を生じるおそれがある物質です。このため、一特物質に関しては、たとえ不純物としての非意図的な副生であっても、原則としては許容されるべきではありません。このため、各事業者におかれては、H C Bの含有量低減に向けた最大限の取組を行うよう努めてください。
2. 上記1.の考え方にに基づき、ピグメントブルー - 15由来顔料又は染料の取扱いについては、以下のとおりとします。
  - i. 3省は、事業者自らが設定したピグメントブルー - 15由来顔料又は染料のH C Bに係る自主管理上限値等を3省に提出した事業者については、引き続きその製造又は輸入及び出荷を許容します。
  - ii. ピグメントブルー - 15由来顔料又は染料の製造又は輸入及び出荷を行う事業者は、引き続き、自らが製造又は輸入するピグメントブルー - 15由来顔料又は染料中のH C B含有量が自主管理上限値を超えていないことを確認するとともに、ロットごとの各種データ（分析結果、製造・輸入年月日、製造又は輸入量及び用途）を定期的に3省に報告してください。
  - iii. ただし、ピグメントブルー - 15由来顔料又は染料のうち、報告書においてB A Tレベル（10ppm）が提案されたピグメントグリーン36については、自主管理上限値が当該B A Tレベルを超えない場合は、上記ii.の定期的な3省への報告は不要とします。その場合も、上記1.のとおり、H C B含有量を極力低減していくことが望ましいことには変わりはなく、引き続きH C B含有量の低減に努めてください。
3. ピグメントブルー - 15由来顔料又は染料の使用者及びその川下ユーザーに対し適切に情報を提供する観点から、ピグメントブルー - 15由来顔料又は染料のM S D Sには、分析結果に基づくH C B含有値を引き続き記載することが重要です。
4. ピグメントブルー - 15由来顔料又は染料の製造者は、当該製造工程において除去されたH C Bが環境中に放出されることのないよう、報告書の指摘を踏まえ廃液の適正処理の徹底等最大限の注意を払ってください。

< 問い合わせ先 >

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当：山本

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3595-2298 (直通)

FAX 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当：田中、吉川、河岸

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-0605 (直通)

FAX 03-3501-2084

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

担当：大井、平塚、赤間

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5521-8253 (直通)

FAX 03-3581-3370